

## 評価委員会の所掌事務の変更について

### 1 評価委員会に係る地方独立行政法人法改正の概要

区分	改正の概要
PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築	法人の業務実績評価の主体を評価委員会から設立団体の長に変更
	評価委員会の役割を整理

### 2 評価委員会の所掌事務の変更について

区分	改正前	改正後	条例
業務実績評価	各事業年度の業務実績評価	—	○
	中期目標期間の業務実績評価	—	○
設立団体による評価委員会への意見聴取	中期目標策定	中期目標策定	
	—	(中期目標期間最終年度の前年) 中期目標の終了時に見込まれる 中期目標期間の業務実績評価	
	中期計画の認可	—	○
	業務方法書の認可	—	
	財務諸表の承認	—	
	中期目標終了時の措置	—	
	剰余金処理の承認	—	
	短期借入金の認可	—	
	出資に係る不要財産納付の認可	—	
	重要財産処分の認可	—	・重要財産処分の認可
意見の申出	役員報酬支給基準	・役員報酬支給基準	

### 3 条例による評価委員会の所掌事務の追加について

評価委員会の業務実績評価等に関する事務が縮小された



市単独では、専門性の高い医療に関する客観的な業務実績評価等の実施は困難



地方独立行政法人長野市民病院評価委員会条例の改正

#### 地方独立行政法人法

第11条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

1～5（略）

6 その他この法律又は条例の規定によりその権限に属された事項を処理すること



評価委員会への意見聴取項目を追加

- 1 中期計画の認可に関すること
- 2 各事業年度における業務の実績の評価に関すること
- 3 中期目標期間における業務の実績の評価に関すること